

平成21年2月25日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
市場部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

「自己株式取得のための新たな取引制度の導入について」

2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成21年3月10日（火）

(2) 提出方法：郵便、ファクシミリ、E-Mail

(3) 提出先

住 所：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAX：092-713-1540

E-Mail：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

平成21年3月11日（水）以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 市場部

TEL(092)741-8231

自己株式取得のための新たな取引制度の導入について

平成21年2月25日
証券会員制法人福岡証券取引所

趣旨

本所の立会外取引は、売買立会による売買（オークション市場）においては効率的な執行が難しい大口取引などの取引ニーズに対応する取引手法として定着しており、事前公表型の自己株式取得にあっても、その中心的手法として利用されておりますが、市場参加者の多様なニーズに応え、より一層の利便性の高い取引手法を提供するため、事前公表型の自己株式取得のための新たな手段として自己株式立会外買付取引を導入し、本所市場における取引機能の充実を図ることとします。

概要

項目	内容	備考
1 自己株式取得のための新たな取引制度の導入 (1) 自己株式立会外買付取引	<ul style="list-style-type: none">・事前公表型の自己株式取得のための新たな手段として、自己株式立会外買付取引を導入します。・会員は、買付注文を自己株式立会外買付取引により執行することができるものとします。・自己株式立会外買付取引は、売買システムによる売買以外の売買により行うも	<ul style="list-style-type: none">・自己株式立会外買付取引を用いた事前公表型の自己株式取得を、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第23条における「金融商品取引所が適当と認める方法」とします。・終値取引を利用した事前公表型の自己株式取得も、引続き可能です。

項目	内容	備考
(2) 手続き	<p>のとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員は、自己株式立会外買付取引を行おうとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとします。 ・本所は、届出を受理したときは、自己株式立会外買付取引の値段その他の必要事項を発表するものとします。 ・自己株式立会外買付取引は、届出を受理した日の翌日（以下「買付執行日」という。）に売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日（配当落日等における売買については5日目の日）に決済を行うものとします。 ・届出を行った会員は、本所が当該届出を受理した時から売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると本所が認めたときは、当該届出を取り消すことができるものとします。 	
(3) 値段	<ul style="list-style-type: none"> ・自己株式立会外買付取引は、届出を受理した日の最終値段（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金融商品取引所における最終値段。届出を受理した日に最終値段（最終気配値段を含む。）がないときは、本所がその都度定める値段）により行うものとします。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落の期日等の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本所がその都度定める値段」は、原則として買付執行日の当該銘柄の制限値幅の基準値段とします。
(4) 売付申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対する売付けの申込みは、買付執行日の午前8時20分から8時50分までの間において行うものとしま 	<ul style="list-style-type: none"> ・売付け申込み後においても、売付申込時間終了時までの間、売

項目	内容	備考
(5) 売買契約の締結	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売付申込数量の単位は、当該銘柄の売買立会による売買単位に準ずるものとします。 ・自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対して、売付けの申込みを上記(3)に定める値段により対当させるものとします。 ・売付けの申込数量が、自己株式立会外買付の総数量を超えているときは、以下の順位により対当させるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> 第1順位 顧客(金融商品取引業者を除く。)からの委託に基づく売付申込数量 第2順位 金融商品取引業者の自己の計算に基づく売付申込数量 ・上記の各順位における売付申込数量の対当順位は次のとおりとします。この場合において、同一会員の売付申込数量が自己株式立会外買付総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式立会外買付総数量と同数量とします。 <ul style="list-style-type: none"> 会員単位により申込数量の多い会員から少ない会員の順序で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させるものとします。 最小単位以外の数量については、会員単位でその数量にあん分比率(最小単位配分後の売付申込数量に対する、の最小単位対当後の自己株式立会外買付総数量の比率)を乗じた数量を対当させるものとします。 ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。 の切捨数量が多い会員から、最小単位を順次対当させるものとします。 	<p>付け申込みの訂正及び取消しを行うことができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込数量が同一の会員については、その会員の申込みのうち、最も早く受け付けたものを比較して、その時間の先後により順序を決するものとします。 ・切捨数量が同一の会員については、と同様に順序を決するものとします。

項目	内容	備考
<p>(6) 信用取引の禁止</p> <p>2 .自己株式立会外買付取引の定率会費の徴収標準率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会員は、自己株式立会外買付取引の売買に係る信用取引を行ってはならないものとしします。 ・自己株式立会外買付取引の定率会費の徴収標準率は、単独上場銘柄にあっては、売買代金の万分の 1 . 1 9、重複上場銘柄にあっては、同万分の 0 . 0 1 としします。 ・あわせて、重複上場銘柄の、売買立会による売買（立会外分売を含む。）以外の売買並びに当該売買にかかる過誤訂正等のための売買及び復活のための売買について、売買代金の万分の 0 . 0 1 としします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行規則では、重複上場銘柄の当該取引における定率会費の徴収標準率は、売買代金の万分の 0 . 0 2 7 と定められています。

・実施時期（予定）

平成 2 1 年 4 月を目途とします。

以上